

「キリシタン」を重要視している。そこで教会めぐりを商品化したものが「キリシタン紀行」である。「キリシタン紀行」のコンセプトは「高級志向・高付加価値」のヘリテージツーリズムである。

第二に、教会めぐりを聖地巡礼として促進する動きはカトリック教会側からも起こっている。例えば、二〇〇五年にはカトリック長崎大司教区監修による『長崎・天草の教会と巡礼地完全ガイド』が刊行された。長崎の教会群が世界文化遺産のわが国における暫定登録リスト入りすると、長崎県観光連盟では早速、「新しい文化の創造・ながさき巡礼の創設に向けて」と題した観光資源活用企画を打ち出した。長崎県内各地に残る有形・無形のキリスト教関連の文化財を再検証し、カトリック長崎大司教区との協議の上、公式の「ながさき巡礼の道（ルート）」を創造することを目的とし、カトリックの公認というオートライズされた新しい巡礼の道を創造し、長崎県の観光振興に寄与することが主眼とされている。具体的な活動指針としては、長崎大司教区との協働による「巡礼地」の選定と巡礼の道づくりが始まり、巡礼のルールや後任ガイドの育成、「ながさき巡礼マップ」等を作成し、イベント開催や各種メディアを通して広く情報発信をしていくことが挙げられている。

ツーリズムに対して、信徒や地元住民はどのような感情を抱いているだろうか。教会群が分布する五島列島などでは、少子高齢化による過疎化が進行し、信徒たちの力だけでは教会堂の維持が困難な状況にある。長年の風雨に耐えてきた教会建造物にも破損が目立ち、倒壊の危機にさらされる施設もみられ

る。世界文化遺産に登録されることによりツーリズムが進展し、国や地方自治体からの財政上の支援を受け、教会堂をはじめとする貴重な宗教施設が文化財として保護されることに期待する教会関係者も多い。

その一方で世界遺産に登録されるおよびそれに伴うツーリズム化の流れに対する不安の声も聞かれる。信仰の場が観光客に荒らされるのではないか。先祖から大切に受け継いできた信仰が見世物にされるのではないか。教会群を観光資源化しようとする動きが強くなれば、教会堂の本来の意味である祈りの場としての宗教空間が変容する危険性を孕んでいることは否めない。教会内におけるマナーや儀礼中における観光客の対応の問題、信徒以外による結婚式会場としての利用といった場所の商品化の問題が現実には生じている。

環境法に関する一考察

太田 俊明

「環境基本法」の周辺に関した近年の大きな動きとして『第三次科学技術基本計画（以下、第三次計画）』において最も人文科学について反省することが見られた。環境科学は環境に関する総合的な知見を踏まえた学問であり、すべての分野に関係が生じる。それを踏まえて環境科学にとって「人文科学」が関わる分野として環境倫理学や環境考古学、ひいては環境経済学が挙げられた。また、私見ではあるが、環境教育において宗教

第16部会

や宗教学の立場からのアプローチも可能である。従って『第三次計画』においては「人文科学」という用語を多用し、重視していく姿勢を見せている。また、仏教学をはじめとした宗教学側からも環境に関する研究が進展しているが、社会的な規範となる法規との接点に関する考察は官見の限り行われていない。そこに本発表の意義がある。

本発表では、「環境基本法（以下、本法）」とその周辺における「人文科学」文言を通じて、宗教学（仏教学）と法律との接点を模索した。

本法の特色は関係部分を含めて「人文科学のみに係るものを除く」という文言が無いこと。言い換えるなら「人文科学」のみの分野も法の対象になりえるものと考えられる。根拠として本法三〇条

国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。が挙げられる。「本法」三〇条趣旨には

（前略）本条は、以上のような観点から、国が自然科学、人文・社会科学の両分野を通じて科学技術の振興を図ること、及びそのための試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の育成等の必要な措置を講ずることを規定したものである。⁽¹⁾

とある。ここでは国が環境に関する科学技術を振興させるため、人文・社会・自然科学問わず必要な措置を講ずることを規

定している。また、逐条解説の「環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術」のところで

環境保全活施策の策定・実施については、人の活動に起因する環境保全上の支障を自然科学的手法、社会科学的手法を用いて定量的に把握すること、また、それらの結果を用いて環境と経済の相互関係を把握し、評価することが今後ますます重要になると考えられるため、人文・社会科学を含む分野横断的な科学技術の例示として挙げたものである。⁽²⁾

と挙げられる。確かに経済中心の観点ではあるが、人文科学を含めて分野横断的な科学技術を重視している。同時に科学技術基本法第一条に記されている「人文科学云々」の問題に関しても若干触れた。この背景には環境倫理の高まりや、経済が停滞するなかで経済以外の非物質的な価値観の再認識が高まるにつれ哲学や倫理学等に対する見直しがある。ゆえに哲学や倫理学の見直しは宗教学や宗教観・宗教そのものの見直しにつながったと考えられる。

本法の成立を通じて環境倫理を中心に倫理学や哲学等に一層注目が集まるようになった。故に、宗教学・宗教が入り込む余地が生じたと考えられる。結果「本法」より宗教活動や儀軌・宗教教育さらには宗教観に関しても見方も再考出来るのではないだろうか。

（１）『環境基本法の解説』、二七五頁。

（２）『同上』、二七六頁。